

(1) 福島県における「動物愛護」の現状及び課題について

「地域猫活動」について ～猫の引取り数及び殺処分数を削減するための一方策～

1 背景

令和2年4月に改正された、国の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」において、動物による生活環境被害や危害の防止のため行政が講ずべき施策として、「地域猫活動の在り方に関する検討と適切な情報を発信すること。」や「地域猫活動に対する理解の促進等を通じ、所有者のいない子犬・子猫の発生防止の取組を推進すること。」が新たに明記されたことから、飼い主のいない猫の減少を目的に地域猫活動に取り組む自治体が増えつつある状況にある。

【地域猫活動を実施している近隣自治体】

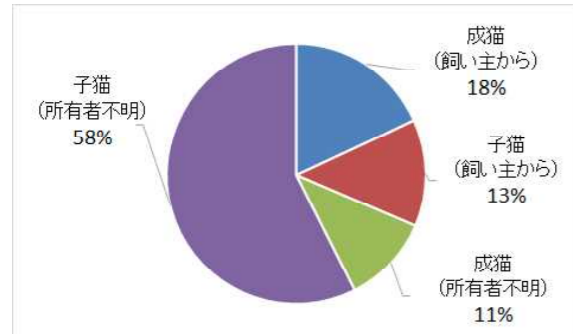
青森県(地域猫活動支援)
秋田県(地域猫対策の推進事業)
群馬県(飼い主のいない猫対策支援事業)
旭川市(飼い主のいない猫の不妊措置事業)
盛岡市(地域猫事業)
福島市、郡山市、いわき市(所有者のいない猫の不妊去勢手術費一部助成)

2 現状

本県は、猫の引取り数及び殺処分数が多く、全国的にも上位に位置している状況にあり、特に所有者の判明しない子猫が全体の約6割を占めていることから、その数の削減が課題となっている。

そのため、今後、猫の引取り数及び殺処分数を削減するための一方策として、「地域猫活動」について検討する必要があると考えている。

【猫の引取り数構成比(R3年度)】



【猫の殺処分数構成比(R3年度)】



3 課題

地域猫活動とは、飼い主のいない猫による生活環境の悪化を地域の問題として捉え、地域住民が主体となって解決に取り組む活動であることから、行政が主体で進められるものではないと考えている。

そのため、今後、本県において地域猫活動の取組を推進するためには、行政、地域住民、ボランティア、獣医師会はそれぞれどのような役割を担うべきか。

○地域猫活動とは

飼い主のいない猫による生活環境の悪化を、地域の問題として捉え、地域住民が主体となって解決に向け取り組む活動で、地域住民の認知と合意が得られている特定の飼い主のいない猫＝「地域猫」を、その地域にあった方法で適切に飼育管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの命を全うさせる。

〈具体的な内容〉

- 1 飼い主のいない猫を保護し、不妊去勢手術の実施
- 2 猫用トイレを設置し、地域住民による糞尿の始末と管理
- 3 給餌場所を決め、地域住民による清掃と管理

■ 地域猫活動を推進するためには、行政、地域住民、ボランティア、獣医師会が各々どのような役割を担い、どのような取組を行っていくべきかなど、委員の皆様それぞれの視点から御意見をお願いいたします。

■ その他、猫の引取り数及び殺処分数を削減するための方策について御意見があれば記入願います。